

# 環境・ストック活用推進事業に関する評価を実施する者の公募についての公示

令和8年3月10日  
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、環境・ストック活用推進事業に関する評価を実施する者の公募について公示します。

## 1. 事業の概要

### (1) 事業名

環境・ストック活用推進事業のうち、

- ① 「サステナブル建築物等先導事業（LCCO<sub>2</sub>評価先導型）」及び「既存建築物省エネ化推進事業（LCCO<sub>2</sub>評価実施型）」に関する総合的な評価を行う事業
- ② 「サステナブル建築物等先導事業（LCCO<sub>2</sub>評価先導型）」及び「既存建築物省エネ化推進事業（LCCO<sub>2</sub>評価実施型）」に関する技術的な評価を行う事業

### (2) 事業の目的

本事業は、上記（1）①及び②に掲げる事業を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、環境・ストック活用推進事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

※本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることが前提となります。令和8年度予算の国会における審議状況により、契約締結時期、業務内容等の変更が生じる場合があります。

※本公募は、「サステナブル建築物等先導事業（LCCO<sub>2</sub>評価先導型）」及び「既存建築物省エネ化推進事業（LCCO<sub>2</sub>評価実施型）」を実施する者に関する公募ではありません。これらの事業の採択にあたり必要となる評価を行う者の公募となります。

### (3) 事業内容

- ① 「サステナブル建築物等先導事業（LCCO<sub>2</sub>評価先導型）」及び「既存建築物省エネ化推進事業（LCCO<sub>2</sub>評価実施型）」に関する総合的な評価を行う事業
  - (1) 提案内容の評価、分析、学識経験者等で構成する評価委員会の運営 等
- ② 「サステナブル建築物等先導事業（LCCO<sub>2</sub>評価先導型）」及び「既存建築物省エネ化推進事業（LCCO<sub>2</sub>評価実施型）」に関する技術的な評価を行う事業
  - (1) 事業周知用のホームページ作成と事業に関する情報の提供、募集要領の整備
  - (2) 提案された事業に係る住宅・建築物の性能に関する評価
  - (3) 提案された事業に係る事業費の積算の妥当性に関する評価
  - (4) 採択を受けた事業に係る先導的な省CO<sub>2</sub>技術の検証・普及・広報
  - (5) その他提案を行う事業者又は事業の採択を受けた事業者からの相談対応業務 等

### (4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和8年4月上旬 ～ 令和9年3月31日

## (5) 補助事業者の要件

次の①～⑤までの全てを満たすこと。

### ① 技術能力に関する要件

#### < 1. (1) ①の事業 >

○提案しようとする事業について、その事業の内容に関する高度で専門的な知識を有する者がいること。

○多様な分野の連携により、総合的な評価を行い得る組織体制であること。

○提案しようとする事業について、先導的な技術開発、技術評価、研究等の十分な実績を有すること。

#### < 1. (1) ②の事業 >

○提案しようとする事業について、その専門的・技術的な評価を行い得る組織を備えた体制を有すること。

○提案しようとする事業について、その事業に係る調査分析能力を有すること。

○提案しようとする事業について、その事業に係る普及・広報を行う能力を有すること。

### ② 公平性及び中立性に関する要件

○業として、住宅・建築物を設計し若しくは販売し、住宅・建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅・建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないこと。

○業務によって得た情報により新たな営利を得るものではないこと。

### ③ 秘密保持に関する要件

○知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング業務を行わないこと。

### ④ 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

○経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

### ⑤ 評価を行う事業の運営に関する要件

○「サステナブル建築物等先導事業（LCCO<sub>2</sub>評価先導型）」及び「既存建築物省エネ化推進事業（LCCO<sub>2</sub>評価実施型）」に関する総合的な評価を実施する者と技術的な評価を実施する者は、互いの事務所や情報インフラを相互利用するなど評価事務局を共同で設置すること。また、両者が連携して事業運営を確保・維持できる体制とすること。

※（1）①の補助事業者の選定は、国立研究開発法人建築研究所を含め、最も適切な者を特定することとしている。（1）②の補助事業者の選定は、最も適切な者を特定することとしている。

## 2. 手続等

### (1) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 期間：令和8年3月10日(火)～令和8年3月24日(火)18時00分

② 場所：下記担当部局

③ 方法：下記担当よりメールにて送付

説明書の交付を希望する場合は、予め担当まで事前連絡を行うこと。

## (2) 申込書の提出期限、場所及び方法等

① 期限：令和8年3月24日(火)18時00分まで(必着)

② 場所：下記担当部局

③ 方法：下記担当へ、原則として電子メールにて提出すること。

持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)にて提出する場合は予め担当まで事前連絡を行い、4部(正1部・写3部)提出すること。

④ 電子メールにて提出する場合の注意事項

・当該文書の真正性を担保するため、下記記載の押印省略時のルールに従うこと。

① 申請の担当者を複数名含めた送信とすること。

② メール件名または文中に、正式な申請・決定等である旨を記載すること。

③ ①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後10年間保存すること。

・着信を確認すること。

・ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること。

・以下のソフト及び形式で作成し提出すること。

「Just System 一太郎」「Microsoft Word」「Microsoft Excel」

「Adobe Acrobat Reader」

(これ以外での提出は無効)

## (3) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局 電話：03-5253-8111

担当：参事官(建築企画担当) 付 佐久間

内線：39-437 / 電子メール：sakuma-r2ww@mlit.go.jp

## 3. 留意事項

### (1) 不適切な行為に対する措置

本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- ・国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- ・国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- ・補助事業者等の名称(法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。)、不適切な行為の内容等の公表
- ・補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
- ・建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

### (2) 経理に関する留意事項

- ・本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- ・人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等(業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日

時が記録された会議記録等)を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。

- ・国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- ・人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。
- ・本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること(監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。)

### (3) 内部取引(関係会社等からの調達)に関する留意事項

- ・本事業の交付申請には、関係会社等\*からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書を添付すること。
- ・本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出すること。
- ・虚偽の申請であった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。

※「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。

### (4) 事業実施に関する留意事項

交付決定後、事業実施中に募集要項等に定める要件を満たさなくなり適正に完了されない場合は、補助金を交付しないことがある。また、補助金の支払われた事業が、事業完了後に募集要項等に定める要件を満たさなくなった場合は、合理的な事由があるときを除き、原則として補助金の返還を求めることとする。

## 4. その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (3) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (4) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (5) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨について申込書を提出する際に申し出ること。
- (6) 詳細は説明書による。